

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、「共存同栄・協同一致」の精神のもと、先人たちが石炭産業の恩恵を活かし、新たな産業として創出した化学産業を基盤に全国有数の産業集積都市として発展してきた。

本市の令和2年（2020年）の人口は162,570人^{*}、世帯数は72,595世帯^{*}で、人口は平成7年（1995年）以降減少している。また、生産年齢人口割合は、53.3%^{*}で減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向で3割^{*}を超えており、労働力の低下や更なる医療・介護ニーズの上昇が想定される。（※出典：総務省「令和2年国勢調査」）

市内の事業所は、その99%が中小企業で占められており、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は医療・福祉などで増加している。また、市内全産業のうち、稼ぐ力が高いのは化学工業で、雇用力が高いのは医療業であるという特徴がある。また、経営上の課題として、従業員の高齢化や、専門技術を有する人材不足、一般従業員の確保など人材の確保や育成に関する課題を挙げる事業者が多い。また、経営者自身の高齢化や後継者の確保など、事業承継に関する課題を挙げる事業者も多い。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇部市の産業は、卸売・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が宇部市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宇部市の産業は、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

宇部市の産業は、卸売・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が宇部市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、DX 推進、省エネ推進など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び産業分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。